

変更届について

1. 変更届の要否について

指定申請時に提出した申請書等に記載されている事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、新地町に届け出てください。

ただし、「軽微な変更」である場合には、変更の届け出は必要ありません。次に、軽微な変更か否かの考え方を掲載いたしますが、判断が難しい場合は、新地町にお問い合わせください。

【軽微な変更の考え方】

- ① 設備投資の内容の変更を伴わないものであり、かつ、同一事業年度内に取得した設備の事業の用に供した年月日の相違又は取得予定していた設備の取得価格の相違である場合は、軽微な変更に該当します。
- ② 38条の法人税控除に関して、雇用に係る事業内容、雇用場所が変更になった場合は、軽微な変更にあたりません。⇒ 変更届が必要です。
- ③ 代表者が変更になった場合は、軽微な変更にあたりません。⇒ 変更届が必要です。

2. 変更届の提出について

変更届を提出する際には、次の流れに沿って、資料をご準備ください。

- ① はじめに、別紙1「変更届」に必要事項を記載してください。
- ② 事業実施計画書に記載のある事項について変更が生じている場合には、変更後の事業実施計画書を一式、別紙1「変更届」に添付してご提出ください。
- ③ 事業実施計画書に記載のある事項以外の事項について変更が生じている場合は、別紙2「変更事項報告書」に変更点を記載し、当該変更が定款及び登記事項等の変更を伴う場合には、変更後の定款及び登記事項証明書等と併せて、別紙1「変更届」に添付してご提出ください。

※登記事項証明書は写し可

【お問い合わせ先】

製造業の方 新地町役場 企画振興課 企業立地推進室

電 話：0244-62-2112 FAX：0244-62-3194

農林水産業の方 新地町役場 農林水産課 農林水産係

電 話：0244-62-2194 FAX：0244-62-4043